

議 案 書

令 和 3 年 3 月

第 1 回 定 例 会

(追 加 提 出 分)

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
議案 44	松山市介護保険条例の一部改正について		1

令和3年3月1日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市介護保険条例の一部改正について

松山市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市介護保険条例の一部を改正する条例

松山市介護保険条例（平成12年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回るときは、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

付則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第7条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回るときは、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合に

において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

第1号被保険者に係る令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるため、本案を提出する。